・ ・ ・						
個人型ａプラン						
個人型ｂプラン						
個人型ｃプラン						
・ ・ ・						

（備考）

１．①は、該当する場合に○印を記載すること。

２．②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。

３．②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。

４．③は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。

５．法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～④を記載し、同項第１号イに掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～⑥を記載すること。

６．法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を24の次に添付すること。選定理由は、法第23条の２第２項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第６条第８項ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

（法第26条第１項の規定による運用の方法の除外の状況）

17．当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
Ａ実施事業所	
Ｂ実施事業所	
Ｃ実施事業所	